

副本

副本

主張書面

令和4年12月2日

大阪府労働委員会会長 様



被申立人代理人

弁護士 中 川



申立人 大阪教育合同労働組合

被申立人 大阪府

上記当事者間の令和4年(不)第43号大阪府事件について、被申立人は下記のとおり主張する。

記

大阪府労働委員会の令和4年10月25日第1回調査における被申立人に対する求釈明について、以下のとおり釈明と主張を行う。

1 求釈明1

「答弁書で本件申立てを却下するとの命令を求めています、却下の根拠となる法令の条文を明示してください。」について

被申立人の主張

先ず、答弁書で述べたように、申立人の本件団交申入書(乙1号証)のNo.1

1から13までを除く組合員については、結局のところいずれも、地方公務員法（以下「地公法」という。）第3条第3項に規定する特別職に該当しないことから、同条第2項規定により一般職の地方公務員である。その結果、すべて地公法第4条第1項の規定により地公法の規定が適用されることとなることから、地公法適用者については、同法第58条第1項により労働組合法（以下「労組法」という。）第7条の適用が除外される。

また、申立人の本件団交申入書のNo.11から13までの組合員については、本件団交申入書による団交申入れの時点では、訴訟で被申立人との間でその地位確認を求めて訴訟中であったが、その訴訟で争っているのは、平成29年度末までの任用期間を保証するものであった。従って、申立人が「雇止めの撤回・雇用の継続」を目的とした交渉を求める前提となる任用は平成30年3月31日をもって任用期間が終了しており同年4月1日以降の任用がない。百歩譲って、これらの組合員らが平成30年度以降の任用も争い、その後の任用が認められたとしても、改正法が令和2年4月1日に施行された以降は、これらの組合員らは、会計年度任用職員、すなわちやはり一般職の地方公務員として任用されるはずのものである。その結果、すべて地公法第4条第1項の規定により地公法の規定が適用されることとなることから、地公法適用者については、同法第58条第1項により労組法第7条の適用が除外される。

以上より、申立人の本件団交申入書のNo.11から13までの組合員については、「請求する救済の内容が、法令上又は事実上実現することが不可能であることが明らか」であるから、労働委員会規則第33条第1項第6号により、本件救済命令申立ては却下されるべきである。

また、この却下理由が認められないとしても、申立人の本件団交申入書のいずれの組合員についても、「申立人の主張する事実が不当労働行為に該当しないことが明らかなきとき」にあたるから、同じく労働委員会規則第33条第1項第5号により、本件救済命令申立ては却下されるべきである。

2 求釈明 2

「答弁書の以下の各記載について、それぞれに対応する申立人の「主張」が申立書のどの記載を指すのか、ページ及び行を特定して摘示してください。」
について

- (1) 答弁書 3 ページの下から 10～5 行目に記載の申立人の主張については、申立書「3. 不当労働行為を構成する具体的事実」の「(2) の本件不当労働行為を構成する具体的事実」の「⑮」の記載をもとにしている。
- (2) 答弁書 4 ページの下から 7～4 行目に記載の申立人の主張についても、申立書「3. 不当労働行為を構成する具体的事実」の「(2) の本件不当労働行為を構成する具体的事実」の「⑮」の記載をもとにしている。

3 求釈明 3

「答弁書 6 ページ 9 行目に、「そのことについては、労使間で争いはない。」とありますが、「そのこと」が指すのは」いずれかについて

「②被申立人の特別非常勤講師（看護師）は、全て地公法第 17 条及び第 22 条の 2 に基づく一般職の地方公務員に移行したこと」である。

3 求釈明 4

現時点で、とくに補充すべき主張はない。

以 上